

報告第1号

専決処分の報告（令和4年度村道大木喜名線整備工事（1工区）請負契約の変更）について

令和4年6月24日議案第35号で議決された令和4年度村道大木喜名線整備工事（1工区）請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、契約金額の変更を別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和5年2月2日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實



建設工事請負変更契約書

令和 4年 6月 24日 に締結した契約については、設計変更等により契約事項の一部を次のとおり変更する。

1. 工 事 名 令和4年度村道大木喜名線整備工事 (1工区)
2. 工 事 場 所 読谷村字伊良皆地内
3. 工 期 自 令和 4年 6月 27日
至 令和 4年 12月 28日
4. 原契約額に対する変更増額 ¥2, 382, 600-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥216, 600-)
5. 変更後の請負代金額 ¥58, 482, 600-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥5, 316, 600-)
6. 契約保証金 免 除
7. 解体工事に要する費用等

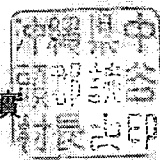
建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

上記各項を双方承諾の上、本書2通を作成し、当事者記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 4年12月 7日

発 注 者 読谷村長

石嶺 傳實



受 注 者 住 所 沖縄県中頭郡読谷村字長浜1436番地

商号又は名称 有限会社たまたつ

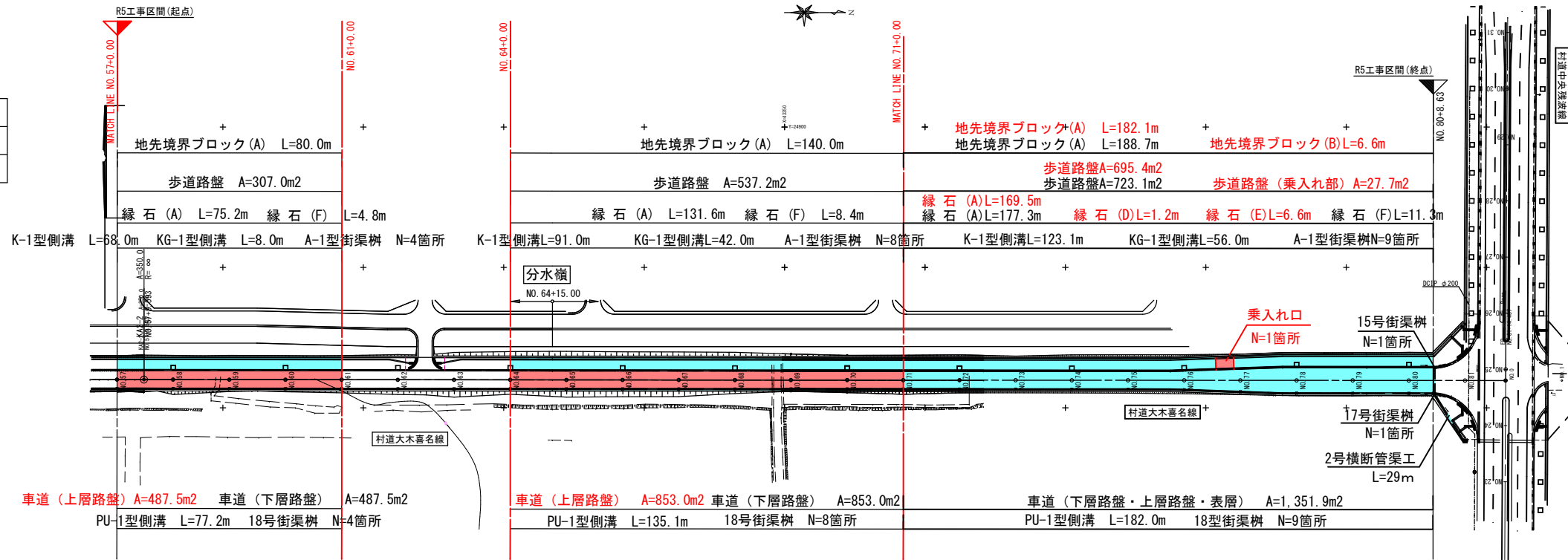
氏 名 代表取締役 玉城 榮子



令和4年度村道大木喜名線整備工事(1工区)

S=1/200

凡 例	
	施工箇所
	変更箇所

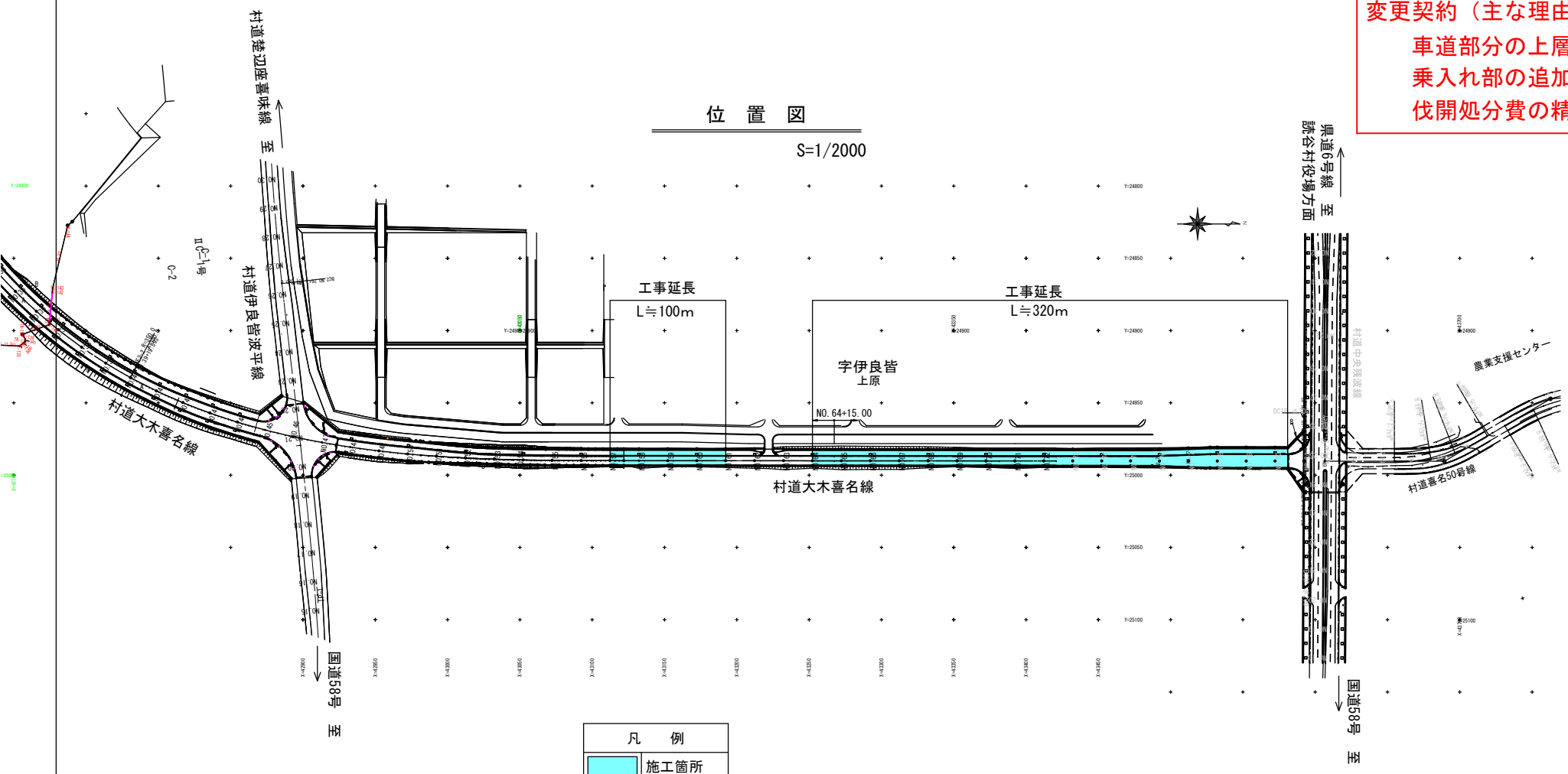


変更契約 (主な理由)
 車道部分の上層路盤工の追加 (L=220m)
 乗入れ部の追加
 伐開処分費の精算

令和4年度村道大木喜名線整備工事(1工区)
 工事内容: 土工 一式
 : 路盤工 一式
 : 排水工 一式
 : 舗装工 一式 等

位置図

S=1/2000



凡 例	
	施工箇所

標準部 2

NO.57~NO.61, NO.64~NO.71
 S=1/50

